

令和4年度宮城県立西多賀支援学校高等部（知的障害）入学者募集要項

宮城県立西多賀支援学校

1 募集学年、定員

高等部第1学年3名

2 募集学科及び修業年限

- (1) 募集学科 高等部 普通科
- (2) 修業年限 3年

3 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害のある重度重複障害者（療育手帳Aかつ身体障害者手帳1級相当に該当する者。）で、令和4年3月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県教育委員会が示す西多賀支援学校区内に住所を有する者。

※ 県外に住所を有する者については、『4出願について(4)県外からの出願承認』を参照。

「学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害」

- ①知的発達の遅滞があり、他人と意志疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの。
- ②知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの。

4 出願について

- (1) 出願希望者は、原則として出願前に本校所定の高等部出願に関わる教育相談を受けること。
- (2) 出願書類

志願者は、出願に必要な書類を出身学校の校長（以下「出身学校長」という。）を通じて本校校長に請求すること。また、志願者は次の書類を出身学校長に提出し、出身学校長は本校校長に提出すること。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書の上、受検票送付用封筒1通（長形3号、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したもの）と併せて本校校長に送付すること。

- ① 入学願書（本校所定のもの、保護者記入）
- ② 調査書（本校所定のもの、学校記入）
- ③ 個人調査書（本校所定のもの、保護者記入）
- ④ 県外からの志願者は、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書（原本）（学校記入）

(3) 出願書類の提出

- ① 受付期間 令和3年12月16日(木) から令和4年1月4日(火)
(受付は土曜日、日曜日及び令和3年12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)
- ② 受付場所 宮城県立西多賀支援学校 事務室
- ③ 受付時間 午前9時から午後4時までとする。
- ④ 受付方法 直接持参又は郵送

(4) 県外からの出願承認

1) 出願資格と出願承認の申請

- イ 他の都道府県に住所を有する者で他の都道府県の中学校、義務教育諸学校、特別支援学校中学部を卒業した者若しくは令和4年3月卒業見込みの者
- ロ 他の都道府県に住所を有する者で、中等教育学校の前期課程を修了又は令和4年3月修了見込みの者

上記イ又はロに該当し、やむを得ない理由により本校に入学を志願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認願等の書類を本校校長に提出し、承認を受けること。また、提出書類の請求は在籍する学校を経由して行うこと。

2) 提出書類と出願承認手続き

① 提出書類

- イ 県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願(様式第1号)
- ロ 出願する理由を証明する書類

② 受付期間

令和3年11月15日(月)から令和3年12月10日(金)までとするが、事情の許す限り早く行うこと。ただし、土曜日、日曜日、祝日は受け付けない。

③ 受付場所

宮城県立西多賀支援学校 事務室

(5) 追検による選考の実施

- ① 第一次募集選考日当日に各学校で実施する諸検査及び面接等をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を令和4年1月19日(水)に実施する。
- ② 追検による選考は、選考日当日に諸検査及び面接等を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。
 - イ インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症等の罹患者及びその症状のある者
 - ロ その他やむを得ない事由のある者
- ③ 選考日当日において、諸検査または面接等のうち一つでも受検した場合には、本校校長が追検による選考についてその実施の可否、内容等について判断することとする。
- ④ 追検による選考における諸検査及び面接等は、選考日に準じて実施する。
- ⑤ 実施上の手続きは以下のとおりとする。
 - イ やむを得ない事由により諸検査及び面接等を受検できなくなった受検生は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡をする。
 - ロ 当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後4時まで、本校校長へ電話等で連絡する。
 - ハ 当該出身学校長は、令和4年1月17日(月)午後5時まで、追検による選考申請書(様式第7号-1)に証明書類等を添付し、宮城県立西多賀支援学校へ持参または郵送する。

- ニ 申請書及び証明書類等（以下「申請書類」という）を受理した本校校長は、申請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校長宛てに追検による選考受検許可証（様式第7号－2）を送付する。
- ホ 追検による選考を認められた受検生は追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証を受付で提示し受検する。
- へ 追検による選考に係る書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずFAX等で送付し、その後、速やかに持参又は郵送することとする。

(6) その他

- ① 出願に係る手数料は、徴収しない。
- ② 受理した書類（受検票送付用封筒、切手等を含む）は、出願の取消等があっても返還しない。
- ③ 高等部出願に関わる教育相談では、出願希望者から本校高等部の教育について質問・希望等を伺いながら、教育課程について具体的に説明を行う。
- ④ 教育相談及び出願についての問い合わせ先

宮城県立西多賀支援学校

〒982-0805 仙台市太白区鉤取本町2丁目11番17号

TEL (022) 245-1183 FAX (022) 245-8454

5 入学者選考について

- (1) 期 日 令和4年1月13日(木)
- (2) 場 所 宮城県立西多賀支援学校
- (3) 選考方法
 - ① 出願書類の審査
 - ② 面接
- (4) 日 程
 - ・ 受 付 9:00～ 9:20
 - ・ 諸 連 絡 9:20～ 9:30
 - ・ 面 接 9:40～11:00

(5) 合格発表及び通知

- ① 令和4年1月24日(月) 午後3時とする。
- ② 合格者を宮城県立西多賀支援学校玄関前に受検番号により掲示する。結果に係る通知は、出身学校長及び出身学校をとおして本人に通知する。なお、結果に係る通知書等を受け取りに来られない学校は、結果に係る通知書送付用封筒1通〔長形3号に簡易書留速達郵便料金694円（定形郵便84円＋簡易書留320円＋速達290円）〕円分の切手を貼付し、出身学校長名、住所、郵便番号等を明記したものを本校校長に送付すること。
- ③ 電話等での可否の問い合わせには一切応じない。

(6) 面接等の実施上、配慮を要する者の扱い

- ① 出身学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者の面接等については、事前に本校校長と電話で連絡・調整の上、出願期間前のできるだけ早い時期に、本校校長に受検上の配慮申請書（様式第8号－1）により申請すること。
- ② 受検上の配慮申請書（様式第8号－1）を受理した本校校長は、宮城県教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該出身学校長に受検上の配慮通知（様式第8号－2）により通知する。

6 新型コロナウイルス感染症への対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症への感染又は濃厚接触者であることが確認された受検者の追検による選考等の手続き

1) 申請手続きについて

- ① 受検を予定している生徒に感染者又は濃厚接触者（検査対象者）を確認した中学校等は、本校へ電話で連絡をする。
- ② 中学校等は、追検による選考申請書（様式第7号-1）を、1月17日（月）までに本校へ提出する。

2) 受検手続きについて

① 追検による選考

- イ 中学校等は感染状況等報告（様式第9号-1）を、1月18日（火）までに本校へ提出する。
 - ロ 本校校長は、追検による選考受検許可証（様式第7号-2）を、速やかに中学校等へ送付する。
 - ハ 中学校等は、追検による選考受検許可証を当該受検生に渡す。
 - ニ 受検生は、追検による選考受検許可証と受検票を受付に提示し、受検する。
- ② 上記①による対応で受検できなかった場合は、調査書等による選考

(2) 合格者の発表

1) 追検による選考対応の場合

合格発表は、1月24日（月）午後3時に本校において行う。

2) 第二次募集に合わせた選考の場合

合格発表は、本校で別に定め公表された合格発表日に行う。

3) 調査書等による選考の場合

合格発表は、本校で別に定め公表された合格発表日に行う。